平成２６年（フ）第２１７号
愛知県西尾市吉良町吉田大切間２番地６
破産者　竹永　容子
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７５３号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地102　アドニス嵯峨502号室、開始決定時の住所京都市伏見区深草フケノ内町２番地６　ラフィーネ伏見202号室
破産者　湯浅　賢一
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
兵庫県たつの市揖保川町片島906番地85
破産者　堤　　高志
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第５９号
奈良県天理市櫟本町1285番地　天理県営住宅Ｃ－２－204、開始決定時の住所奈良県天理市勾田町372　東川サンコーポ101
破産者　西辻　大介
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２１３号
和歌山県海南市井田170－１　リアルオーティス202、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町淡輪4812番地の１
破産者　川村　　護
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４０号
和歌山県有田郡広川町大字広638番地の１
破産者　森口富士雄
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４１号
和歌山市黒田２丁目１番18―302号　第２ヒラタパークハイツ
破産者　中本工業こと　中本　正巳
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４２号
和歌山市西庄308番地の10、住民票上の住所和歌山市加太2201番地の178
破産者　大江工務店ことＤｙｋｕｎこと　大江　光
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８３号
長崎県長崎市深堀町５丁目73番地、旧住所長崎県長崎市みなと坂２丁目19番３号
破産者　山口　雄大
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
長崎県長崎市西海町1776番地192
破産者　藤田佐之介
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
宮崎市淀川１丁目５番31号
破産者　三重　富丈
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３７号
宮崎市大塚町宮田2856番地３　メゾン原田Ⅱ203号
破産者　河野　智宏
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３５号
鹿児島県枕崎市恵比須町192番地
破産者　神山　芳行
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３１号
長野県上田市中央１丁目６番７号　704号、開始決定時の住民票上の住所長野県上田市蒼久保1455番地３
破産者　大西　輝明
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１６６６号
愛知県知多郡南知多町大字豊丘字浜見台132番地の４、従前の住所愛知県知多郡美浜町北方２丁目13番地
破産者　寺澤　廣志
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９号
仙台市泉区泉中央４丁目５番地の８　ナイスアーバン泉中央408
破産者　佐竹　洋一
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９２６号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目29番７号ルミエール穂高Ａ101号、開始決定時の住所東京都八王子市久保山町２丁目23番地３
破産者　永田　賢一
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部